

令和3・4年度富山県建設工事入札参加資格審査に係る 審査基準（主観点数）の改正について

1 改正の趣旨

建設業者の技術力及び地域社会への貢献度をより適切に評価することを基本とする審査基準（主観点数）について、関係法令の改正状況等を踏まえ所要の見直しを行うもの。

2 主観点数の見直し

(1) 技術職員数（業種別）

経営事項審査における技術職員区分のうち、1級技術者：3点/人、2級技術者等：2点/人、その他技術者：1点/人（上限30点）としていたが、新たに当該区分の登録基幹技能者等についても、1人につき2点を加算する（上限は変わらない）。

(2) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の届出

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）の一部改正（令和4年4月1日施行）により、従業員数101人以上の事業者は、同法に基づく一般事業主行動計画の策定が義務付けられることから、加点対象となる事業者の常時雇用労働者数を100人以下（現行300人以下）に引き下げる。

3 施行（適用）期日

2(1)については、令和3・4年度の入札参加資格審査から適用

2(2)については、令和3・4年度の入札参加資格審査のうち、令和4年4月1日以降に申請される随時受付から適用

<問い合わせ先>

富山県土木部管理課 入札・契約係

TEL: 076-444-3309